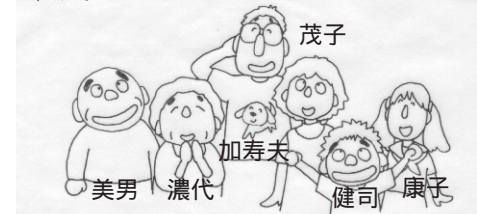


## 美濃加茂健康ファミリー



第四十五話

やけどに注意!

茂子「健司!危ないから走り回らないで、外で遊んできなさい!。ほんとに、全然聞かないんだから...」

健司「あちっ!、ストロップに手をついちゃったよお。お母さん!」

茂子「健司、どれ見せなさい。あ、ここね。そんなにひどくないけど痛いですよ。ストロップがついてるのに走り回ってるからよ。すぐ水で冷やしてきなさい。」

健司「水?。薬を塗るんじゃないの?」

茂子「薬よりもまずは冷やすことが、一番いいのよ。」

健司「そうなの?。じゃあすぐ冷やしてくる!」

茂子「冬は特に火を使うから危険だわ。これからはもつと注意しなくちゃ。」

どんなやけどの場合でも、まず冷やすことが大切です。冷やすことで症状の進行を抑え、痛みを和らげることが出来ます。

水道水などですぐ冷やしましょう。水ぶくれができているときは、直接強い水をかけないよう注意が必要です。

十分冷やしたら(痛みがとれたら)、清潔なガーゼなどで患部をおおいます。水ぶくれがやぶれないよう注意しましょう。

衣服の上から熱湯などを浴びたときは...

衣服の上から水をかけて冷やします。

衣服が患部にくっついていいる場合は、その部分を残したままハサミで衣服を切り、脱がせます。

低温やけどにも注意を!

電気毛布、湯たんぼ、電氣アンカ、カイロなど比較的低温のものでも、長時間当てたままにするとやけどすることがあります。こうした低温やけどを防ぐためには、長時間の使用は避け、バスタオルなどを使ってからだに直接触れないように工夫しましょう。

低温やけどにも注意を!

電気毛布、湯たんぼ、電氣アンカ、カイロなど比較的低温のものでも、長時間当てたままにするとやけどすることがあります。こうした低温やけどを防ぐためには、長時間の使用は避け、バスタオルなどを使ってからだに直接触れないように工夫しましょう。

## だんたん

気になる子どもたち(1)

「小さいときは、おとなしくて、手のかからない良い子だった」という子。

親が望むことはきちんとやり、やるべきことはちゃんとできる子の中に、受身的な性格で、決められた枠の中で居心地よく、反抗期もなく真面目に育ってきたしまつている子をとときどき見かけます。

親は、うちの子は良い子だからと、過剰な期待をし、あれこれ要求をします。

子どもは、親の期待にこたえてがんばってくれます。そのがんばりが、その子の個性に見合ったものであれば心配はないのですが...

本来、子どもは、家庭では自分の欠点や弱点をさらけだし、わがままやんちゃを言いやすいためです。家庭が安心できる環境であれば、思いきり自分を主張し、外で発散できなかったことを発散します。そして、外へ出かけていくエネルギーを蓄えます。

反対に、厳格すぎる家庭や過

剰期待の家庭だったら、子どもは、親の顔をうかがいながら生活しているの自分を出しきることができません。

そこで、保育園や幼稚園で、自分を思いきりだすか、あるいは、自分が出せずに情緒不安定になっているかというような行動が表れてきます。

幼児期に出ているサインに気づいて、親の対応が変われば良いのですが、周囲の期待にこたえて生きていくことが自分の生き方だと学習してしまった子は、自分の感情や欲求をうまく表現できず、自分の考えや思いを主張することが苦手で育ちます。

主体性とか自主性が育ってきていないので、思春期以降の間関係の中で問題行動が表面化し、不登校や閉じこもり、家庭内暴力へと発展しやすいといわれています。

私たちは、子どもに「生きる力」(主体的に判断し課題解決できる力や豊かな人間性)を身につけてほしいと願っています。

小さいときから、自立に向けて、発達に見合った対応をしていくことが望まれています。

しかし、わが子のこととなると、対応ができていくのが親です。わが家はちゃんと分かっている。(親が?、子どもが?)

「家庭は、くつろぎと笑いがあるところである」ということを、手のかからない良い子を育てている親は振り返ってみましょう。

の市にもあったように思いますが、

公共施設は、市民である私たちの税金でできた施設であり、こうした事業に対する説明は、これからもきちんとしてほしいですね。

(本郷町 Wさん)

### 学校週5日制について

今、子どもたちはハードスケジュールです。

点数(偏差値)で評価される社会自体が大きく変わらない限り、この「ゆとり」の導入がさらに子どもたちを苦しめる結果にならないかと不安です。

夜中の10時、11時に塾にいる中学生の姿を見て、髪を染めたりタバコを吸っているのと同様変だと思える大人でいたいと思います。

(太田町 Nさん)

### 家庭用焼却炉について

家庭用焼却炉は使用してはいいけないのですか?  
設置してあるだけでもいけな

(メールにて)

焼却炉による焼却については、以下のとおり「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により規制がされていますが、今年12月1日からは基準が厳しくなり、現在、一般家庭で使われている焼却炉は使用できなくな

ます。

そのため、市では一般家庭の焼却炉を回収(無料)しておりますので、ご理解、ご協力をお願いしたいと思います。

また、焼却する物や状況により大気汚染防止法、悪臭防止法などにも関わってくる場合も考えられます。

いずれにしましても、焼却による煙(臭い)に対する苦情が大変増えていますので、できる限り家庭での焼却は控えていただきたいと思います。

記

### 焼却炉の構造(現在の基準)

空気取入口及び煙突の先端以外に焼却設備内と外気がが接することなく焼却できる。

燃焼に必要な量の空気の通風が行われるもの。

適正な焼却方法  
煙突の先端以外から燃焼ガ

スが排出されないように焼却する。

煙突の先端以外から火災又は黒煙が排出されないように焼却する。

(環境課)

煙突から焼却灰及び未燃物が飛散しないように焼却する。

あなたの身近な話題やうれしかったこと、腹がたったこと、「広報みのかも」を読んだ感想や、特集として取り上げてほしい内容など、気軽に電話やはがき、ファックスまたは電子メールでお寄せください。(広報紙上は匿名で掲載しますが、住所・氏名・電話番号は必ず、お知らせください)あなたの声をお待ちしています。

〒505-8606 美濃加茂市企画部総合政策課広報係  
でんわ 0574・25・2111(内線239・241)  
F A X 0574・28・1290  
電子メール kouhou@city.minokamo.gifu.jp